第３１号様式（第２２条第１項第２号）

諮問書（訂正決定等）

第　　　　　号

年　　月　　日

　東金市外三市町清掃組合個人情報保護審議会会長

東金市外三市町清掃組合管理者　　　　　　　　　　印

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により諮問します。

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る訂正決定等  （訂正決定等の種類）  □訂正決定  □不訂正決定 | ⑴　訂正決定等の日付、文書番号  ⑵　訂正決定等をした者  ⑶　訂正決定等の概要 |
| ３　審査請求 | ⑴　審査請求日  ⑵　審査請求人  ⑶　審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ⑴　保有個人情報訂正請求書（写し）  ⑵　保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報不訂正決定通知書（写し）  ⑶　審査請求書（写し）  ⑷　理由説明書  ⑸　その他参考資料 |
| ７　諮問庁連絡先 |  |

　注

１　２の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の□にレ点を記入すること。

２　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」等、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

３　６の⑸の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第１１条の総代、同法第１２条の代理人又は同法第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第９４条第２項又は第９５条の規定による訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。